

民間金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	平成29年度		平成30年度	
	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月	平成30年10月～31年3月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	288,347	279,453	320,287	313,347
② 経営者保証の代替的な融資手法(※2)を活用した件数	354	379	348	467
③ 保証契約を解除した件数(※3)	31,132	31,394	33,534	33,284
④ 合計【④ = ①+②+③】	319,833	311,226	354,169	347,098

	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月	平成30年10月～31年3月
⑤ 保証金額を減額した件数	9,305	10,173	5,584	5,648

	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月	平成30年10月～31年3月
⑥ メイン行(※4)としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	135	163	101	151

	平成29年度		平成30年度	
	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月	平成30年10月～31年3月
⑦ 新規融資件数	1,735,157	1,713,598	1,678,234	1,650,677
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)÷⑦】	16.6%	16.3%	19.1%	19.0%
	16.5%		19.1%	

【代表者の交代時における対応】

	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月	平成30年10月～31年3月
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	2,699 (9.6%)	2,551 (10.0%)	2,869 (10.6%)	2,455 (9.6%)
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	9,273 (33.1%)	9,177 (36.0%)	10,983 (40.7%)	10,442 (41.0%)
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	5,200 (18.6%)	4,588 (18.0%)	7,923 (29.4%)	8,029 (31.5%)
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	10,845 (38.7%)	9,164 (36.0%)	5,196 (19.3%)	4,551 (17.9%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行22行、地域銀行105行、信用金庫260金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合147組合(全国信用組合連合会を含む)の合計543機関。
 ※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。
 ※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。
 ※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。
 (注)【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載(過去の実績についても同じ)。